○触法少年事件の令状請求及び送致時の事前検討について

平成30年12月26日

道本少第2885号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この通達は、少年法（昭和23年法律第168号）第６条の５第１項に規定する触法少年事件の調査における押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託並びに同法第６条の６第１項に規定する児童相談所への送致を適正に行うための事前検討に必要な事項を定めたものである。